平成２２年（フ）第５３８号
神奈川県厚木市金田339番地１　金田コーポフロンティア402、前住所神奈川県秦野市平沢1149番地の39
破産者　大田原章雄
１　決定年月日　平成22年11月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第８９号
岐阜県羽島市福寿町浅平４丁目39番地
破産者　小山龍太郎
１　決定年月日　平成22年11月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２１年（フ）第８２６号
京都市右京区太秦蜂岡町10番地187　ハイラーク太秦401、旧住所静岡県島田市湯日61番地の２
破産者　宮村　延子
１　決定年月日　平成22年11月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３０７号
静岡市清水区草薙杉道２丁目７番５号　エスパーダ草薙101号
破産者　土屋　暢之
１　決定年月日　平成22年11月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１９１号
静岡県田方郡函南町上沢688番地の７
破産者　増井　行雄
１　決定年月日　平成22年11月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２２年（フ）第２１１号
静岡県御殿場市萩原81番地の10
破産者　遠藤　孝志
１　決定年月日　平成22年11月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２１年（フ）第６２６号
大津市南郷１丁目６番８号　太陽ハイツ南郷３号、開始決定時の住所大津市大石中１丁目２番６号
破産者　鶴田　和志
１　決定年月日　平成22年11月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第８５３号
京都府綴喜郡井手町大字井手小字宮ノ本14番地
破産者　苗村　匡志
１　決定年月日　平成22年11月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第４１８号
奈良市川之上町10番地
破産者　闕伽井靖史
１　決定年月日　平成22年11月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２１年（フ）第１８９号
広島県呉市広白石４丁目６番７号
破産者　原田　敏久
１　決定年月日　平成22年11月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所呉支部

平成２２年（フ）第５６号
山口市湯田温泉１丁目７番27号
破産者　照内　克己
１　決定年月日　平成22年11月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１４５号
山口県周南市大字徳山951番地の136渡邉方
破産者　田中友二郎
１　決定年月日　平成22年11月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所周南支部

平成２１年（フ）第１１７０号
熊本市春日８丁目13番６号
破産者　木原　章次
１　決定年月日　平成22年11月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第１１７１号
熊本市春日８丁目13番６号
破産者　木原　信子
１　決定年月日　平成22年11月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第２５号
熊本市長嶺西２丁目16番24号
破産者　汐田　　要
１　決定年月日　平成22年11月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第２６号
熊本市長嶺西２丁目16番24号
破産者　汐田　智子
１　決定年月日　平成22年11月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第１２７号
熊本県八代市松崎町779番地４
破産者　荒瀬　照美
１　決定年月日　平成22年11月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所八代支部

平成２２年（フ）第４０号
宮崎県西都市大字三宅4092番地
破産者　首藤　由美
１　決定年月日　平成22年11月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第２７４号
宮崎県東諸県郡国富町大字宮王丸599番地２県住57－１－508
破産者　小川　　学
１　決定年月日　平成22年11月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係